

掛川市教育委員会規則第5号

教育委員会の行政手続における公文書等への押印見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに制定する。

令和3年3月31日

掛川市教育委員会教育長

(別紙)

教育委員会の行政手続における公文書等への押印見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(掛川市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 掛川市教育委員会公印規則(平成17年掛川市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第4号までの規定中「保管者 職名 氏 名 印」を「保管者 職名 氏 名」に改める。

(掛川市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部改正)

第2条 掛川市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則(平成17年掛川市教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中 「 住所  
届出者 氏名 印」

「 住所  
届出者 氏名」に改める。

(掛川市公民館条例施行規則の一部改正)

第3条 掛川市公民館条例施行規則(平成17年掛川市教育委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号、様式第5号及び様式第6号中

「 住 所〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕  
申請者 氏 名〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕 印 を  
電話番号」

「 住 所〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕  
申請者 氏 名〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕 に改める。  
電話番号」

(掛川市立学校体育施設等使用条例施行規則の一部改正)

第4条 掛川市立学校体育施設等使用条例施行規則(平成17年掛川市教育委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

様式第 6 号及び様式第 8 号中 「 住 所  
申請者 氏 名 を  
印」

「 住 所  
申請者 氏 名 に改める。  
」

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。